

## ご注意いただきたいこと①

### 【共済契約締結の単位と共済金額について】

種類	締結の単位	共済金額	免責金額
①個人賠償	住宅ごと(1住宅に2以上の戸室※があるときは、1戸室ごと。以下同じ。) ※「戸室」とは、1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分をいいます。	1,000万円～5,000万円 (契約単位1,000万円) (注)一般賠償は担保内容により異なります。	1,000円
②一般賠償	被共済者(共済証書記載の者)が同一である施設を包括して敷地ごと		
③借家人賠償	借戸室ごと (注)①個人賠償に付帯して引き受けます。	500万円～2,000万円 (契約単位500万円)	

具体的な一般賠償の対象施設の範囲および締結の単位は以下のとおりです。

対象施設	範囲	締結の単位
店舗	小売店、料理飲食店で、営業面積が165㎡未満のもの	被共済者(共済証書記載の者)が同一である店舗を包括して敷地ごと
賃貸住宅	賃貸借契約により他の方が借出し、居住の用に供するための建物	ご契約をされる方が所有する賃貸住宅について、敷地ごと
民宿	旅館業法の旅館業を行う施設で、総収容可能人員が60名未満のもの	被共済者(共済証書記載の者)が同一である契約を敷地ごと

### 【保障重複について】

被共済者が契約する賠償責任共済と同様の保障<sup>※1</sup>を複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。<sup>※2</sup>

※1 賠償責任共済以外の共済契約でご契約されている保障や、組合以外の保険(共済)契約を含みます。

※2 これらの保障を1契約のみに付帯した場合、その後契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)により、保障がなくなることがありますのでご注意ください。

## ご注意いただきたいこと②

### 【共済金をお支払いできない場合について】

次の損害に対しては共済金をお支払いできません。なお、詳細は「ご契約のしおり・約款」の「共済金をお支払いできない主な場合」などの項目に記載されておりますので、ご確認ください。

種類	共済金をお支払いできない主な事由
①個人賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被共済者などの故意によって生じた賠償損害</li> <li>●自動車・航空機・銃器の所有、使用または管理によって生じた賠償損害</li> <li>●被共済者の職務遂行中または専ら職務用の動産・不動産の所有、使用または管理によって生じた賠償損害</li> <li>●住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する賠償損害</li> </ul>
②一般賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の改造、修理または取りこわし等の工事によって生じた賠償損害(施設事故)</li> <li>●被共済者の故意または重大な過失により法令に違反して製造もしくは販売された生産物または遂行された業務の目的物によって生じた賠償損害(生産物事故)</li> <li>●受託物(被共済者が管理している他人の財物で、共済証書に記載されたもの)が寄託者へ返還された後に発見されたその財物の滅失、破損、汚損、盗難または紛失によって生じた賠償損害(受託物事故)</li> <li>●受託物賠償損害を保障する場合は、貴重品(通貨、貴金属その他これらに準ずる物)であって、申込書に受託物とする旨を記載しない場合におけるその貴重品に生じた賠償損害</li> </ul>
③借家人賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸主との間に損害賠償に関し特別の約定を締結している場合、それにより加重された損害賠償責任を負担することによる賠償損害</li> <li>●被共済者の指図によって生じた賠償損害</li> <li>●借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の滅失、破損または汚損によって生じた賠償損害</li> </ul>

【満期共済金・割りもどし金について】 この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

【解約時の払いもどし金について】 解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金を払いもどし金としてお支払いする場合があります。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

### JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから  
「ひと・いえ・くるま」各共済の  
資料請求・掛金試算ができます。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たる「Webマイページご登録キャンペーン」実施中!  
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



Webマイページとは?  
Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。

### JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号：☎0120-536-093

受付時間：9:00～18:00(月～金曜日) 9:00～17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

### ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは

# 賠償責任共済

日常生活のさまざまなリスクにしっかり対応



# 日常生活に潜んでいる賠償責任をもたらす事故やトラブル。あなたをご存じですか？

## 賠償責任共済は、日本国内で発生した日常の様々なリスクにしっかり対応します。

### 個人賠償

ケース ① ② ③ ④

住宅<sup>(注1)</sup>の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買物や旅行などの日常生活<sup>(注2)</sup>で生じた事故により、他人を死亡させたり、負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いします。

(注1) 共済証書記載の住宅をいいます。また、住宅には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。(注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

共済期間	共済金額	免責金額
1年または2年	1,000万円～5,000万円(契約単位1,000万円)	1,000円

(注) 建物更生共済とのセット契約の場合は、共済期間は1年、共済金額は5,000万円のみになります。

#### この賠償責任共済で保障されるもの(例)

- |  |  |
|--|--|
| <p>〈住宅の所有、使用または管理に起因した事故〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の老朽化により屋根瓦が落下して歩行者を負傷させた。</li> <li>●2階のベランダから植木鉢が落ちて他人の自転車を破損させた。</li> </ul> | <p>〈日常生活に起因した事故〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●飼犬が他人の子供を負傷させた。</li> <li>●自転車で歩行者を負傷させた。</li> <li>●商店で買物中に誤って商品をこぼした。</li> <li>●ゴルフのプレイ中、他のパーティのプレイヤーを負傷させた。</li> </ul> |
|--|--|

#### 主な被共済者の範囲

- 記名被共済者(住宅に居住する者であって、共済証書に記載された者)
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子

**共済掛金** 共済期間1年の共済金額・共済掛金は次のとおりです。(2022年4月現在)

共済金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
共済掛金	1,430円	1,570円	1,650円	1,710円	1,760円

(注) 建物更生共済とのセット契約の場合は、上記の共済掛金と異なります。

### 一般賠償

ケース ⑤

店舗、賃貸住宅、民宿の管理上の不備や欠陥あるいは施設で行われる業務や施設で製造・販売された物の瑕疵に起因して、他人を死亡させたり、負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いします。

#### ●一般賠償の対象施設と事故の区分

○: 担保、×: 不担保

対象施設	事故の区分	施設事故	生産物事故	受託物事故
店舗		○	○または×	×
賃貸住宅		○	×	×
民宿		○	○	○

(注) 建物更生共済とのセット契約の場合は、店舗施設(小売店または料理飲食店)に限られ、保障する事故も施設事故に限られます。なお、店舗施設とは、店舗の建物、構築物のほか、これと同一目的で使用される敷地内の機械・設備、私設道路、駐車場、倉庫、門、塀、看板などをいいます。また、住宅兼店舗を契約する場合は、住宅部分について個人賠償の加入が必要になります。

共済期間	共済金額	免責金額
1年または2年	●店舗・賃貸住宅1,000万円～5,000万円(契約単位1,000万円) ●民宿の場合は、JAまでお問い合わせください。	1,000円

(注) 建物更生共済とのセット契約の場合は、共済期間は1年、共済金額は5,000万円のみになります。

#### この賠償責任共済で保障されるもの(例)

施設	事故	内容
店舗	施設事故	●店内の棚が崩れて客を負傷させた。
	生産物事故	●電気店での修理が不完全であったため、修理後のテレビから出火して周りの家具を焼失した。 ●料理店で提供した食品に細菌が混入しており、客が食中毒になった。
賃貸住宅		●アパートの階段の手すり老朽化していたため、手すりが取れ、賃借人が負傷した(施設事故)。
民宿		●民宿の失火により宿泊客が火傷を負った(施設事故)。
		●帳場で保管中の貴重品が盗難された(受託物事故)。 ●民宿で製造・販売したみやげ物を客が持ち帰り、みやげ物が原因で客が食中毒になった(生産物事故)。

#### 主な被共済者の範囲

記名被共済者(施設を所有、使用または管理する者であって、共済証書に記載された者)※施設の種類により、記名被共済者の範囲は異なります。

#### 共済掛金

共済掛金につきましては、対象施設、業種および面積や共済金額等により決定されます。詳しくはJAまでお問い合わせください。

ケース ① 住宅の塀がこわれて、歩行人がケガをした

住宅管理上の賠償責任発生  
↓  
個人賠償

ケース ② ペットの犬が他人を噛んでケガをさせた

日常生活での賠償責任発生  
↓  
個人賠償

ケース ③ 公園で遊んでいて誤って隣の家の窓ガラスをこぼした

日常生活での賠償責任発生  
↓  
個人賠償

ケース ④ 外出中の自転車事故

日常生活での賠償責任発生  
↓  
個人賠償

ケース ⑤ 業務上の過失による食中毒

店舗での賠償責任発生  
↓  
一般賠償

ケース ⑥ 賃貸住宅(借戸室部分)が寝タバコによる火災で焼失した

借家人の賠償責任発生  
↓  
借家人賠償

### 借家人賠償

ケース ⑥

過失による火災、破裂または爆発によって借戸室が滅失、破損または汚損した場合に、その借戸室について貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いします。

(注1) 個人賠償に付帯して引き受けます。  
(注2) 建物更生共済とのセット契約はできません。

共済期間	共済金額	免責金額
1年または2年	500万円～2,000万円(契約単位500万円)	1,000円

#### この賠償責任共済で保障されるもの(例)

- 借戸室で使用しているガスの元栓をしめ忘れたため、借家人のタバコの火が引火して爆発した。
- 借家人の妻が料理中に天ぷら鍋を火にかけたまま忘れ、借戸室を焼失させた。

**主な被共済者の範囲** 記名被共済者(賃貸借契約または使用借借契約にもとづき、戸室を借用している者であって、共済証書に記載された者)

**共済掛金** 共済期間1年の共済金額・共済掛金は次のとおりです。(2022年4月現在)

建物の構造	耐火造A・B・C				防火造・木造			
	共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金
耐火造A・B・C	500万円	950円	1,000万円	1,900円	1,500万円	2,950円	2,000万円	3,900円
防火造・木造	500万円	2,210円	1,000万円	4,470円	1,500万円	6,650円	2,000万円	8,840円

#### 主な共済用語のご説明

- 共済掛金** 共済契約の保障に対して共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
- 共済期間** 保障が行われる期間(組合がその期間に事故が生じた場合にお支払いの責任を持つ期間)のことです。
- 共済金** 所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
- 被害者** 生命もしくは身体を害された方または財物を滅失、破損もしくは汚損された方をいいます。
- 免責金額** 支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、その金額は被共済者の自己負担となります。

#### 共済金のお支払いについて

1. 同一原因により支払われる共済金の額は、次の額となります。

$$\text{共済金の額} = \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用} - \text{代位取得するものの価額}^{\ast 1} - \text{共済証書記載の免責金額(1,000円)}^{\ast 2}$$

\* 共済金額が限度

※1 代位取得とは、加害者が損害賠償を行うことにより、賠償の対象となった被害者の所有物を取得することをいいます。代位取得によって得られる物の経済的価値を「代位取得するものの価額」といいます。  
「代位取得するものの価額」の例: 被共済者が損害賠償金を支払った代わりに被害者のスクラップを取得した場合のスクラップの価格。

※2 民宿を対象とする一般賠償の場合、1名・1事故についての支払責任額が設定されていますので、免責金額が共済証書記載の免責金額(1,000円)に一致しないことがあります。  
(注) 組合は、上記の共済金のほか、被共済者が組合の書面による同意を得て行った対人賠償損害または対物賠償損害にかかる訴訟の判決による遅延損害金の額についても損害の一部とみなして共済金を支払います。

2. このほか、次の費用の共済金をお支払いします。

① 折衝または示談について支出した費用*	(同一の原因によって生じた損害に対して、被害者1名につき)
② 争訟費用等*	死亡した場合 10万円
③ 臨時費用	20日以上入院した場合 2万円

\* 組合が認めた場合に限りです。